

社会福祉法人明星会
役員及び委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星会の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び委員等の報酬及び費用弁償等の金額及び支給方法について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員は理事、監事をいい、委員等とは評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「委員等」という。）をいう。

(報酬等)

第3条 役員及び委員等が会議に出席など職務に従事したときの支給額は、別表1のとおりとする。ただし、交通費の実費が別表1の額を超える場合はその実費とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、報酬等を受ける役員及び委員等の出席日数に応じて支給する。

2 報酬等は、出席した日に支給する。

(報酬等の支給制限)

第5条 当法人が設置運営する施設の職員が、役員及び委員等の職にある場合には、報酬等は支給しない。ただし、営業日及び営業時間外の場合はこの限りではない。

(出張旅費)

第6条 役員及び委員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規定を準用し「一般職3級以上の職務にあるもの」とみなして、旅費を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改 正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年12月16日より施行し、平成24年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日より適用する。ただし、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任・解任委員会の報酬及び旅費はこの規程により支給する。

別表1

報酬及び実費弁償額	
理事	3,000円
監事（監査）	5,000円
監事（その他）	3,000円
評議員	3,000円
評議員選任・解任委員	3,000円
第三者委員	3,000円
車賃	バス料金実費